

# 所 沢 小 学 校 P T A 会 則

## 第 1 章 名称および事務所

(名称および事務所)

第 1 条 所沢小学校 P T A (以下、「この会」という)は、任意加入の非営利団体であり、所沢小学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

## 第 2 章 目的および活動

(目 的)

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における同校に在学する全ての児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。  
よい保護者、よい教職員となるよう努める。  
家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。  
児童の福祉を増進し、児童の生活環境をよくする。  
公教育費を充実させることに努める。  
その他、この会の目的達成のため必要と認める活動をする。

## 第 3 章 方 針

(方 針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。  
特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。  
この会、またはこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない。  
学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。  
(1) 所沢小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。所沢小学校の校長および教職員。  
この会へは自由意志で入会し、また退会できる。  
(2) この会の入会希望者は、原則として入会届を提出することにより入会することができる。  
(3) この会の退会希望者は、原則として退会届を提出することにより退会することができる。  
ただし、児童の卒業や転校または教職員の勤務校の異動によって会員資格を失う者は退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

(会 費)

第 6 条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は1世帯につき年額2,000円とする。  
ただし、年度途中の退会等のいかなる場合においても返金はしないものとする。

(会員の義務と権利)

第 7 条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

(会員の帰属)

第 8 条 この会の会員は、所沢市および埼玉県 P T A 連合会ならびに日本 P T A の会員となる。

## 第 5 章 経 理

(活動経費)

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(経 理)

第 10 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。

(決 算)

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

(会計年度)

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

## 第 6 章 役 員

(役 員)

第 13 条 この会には、次の役員をおく。

(1) 本部役員

会 長 1 名

副会長 3 名以上 (うち 1 名は教師とする)

会 計 2 名以上

幹 事 4 名以上 (うち 1 名は教師とする) ただし、本部役員は合計 1 6 名以内とする

(2) 理 事

本部役員

各支部 2 名 (うち 1 名は支部長または副支部長とする)

家庭教育学級学級長 1 名

育成会会長 1 名

学校教職員代表 各学年 1 名

(顧 問)

第 14 条 この会には、顧問を若干名おくことができる。

(1) 顧問は、会長が委嘱する。

(2) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第 15 条 役員を選出は、次のとおり行なわれる。

(1) 本部役員および会計監査委員は、会員の中より選出される。また、本部役員および会計監査委員は役員選考委員会によって推薦し、2 月理事会にて審議・承認し、総会にて報告を行なう。

(2) 本部役員および会計監査委員に選出され、任務を遂行し、3 年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の全ての役職を免除するものとする。

ただし、免除の対象は児童 3 名 (在学中か在学前かを問わない) までを対象とする。

また、本部役員および会計監査委員となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。

ただし、本人の意思による全ての役職へ就任を妨げない。

所沢小学校後援会の会長、副会長、会計、幹事、会計監査の役員へ選出され役員となった者も同様とする。

(3) 家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員は、会員の中より選出される。ただし、

合計6名以内とする。

- (4) 家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員に選出され、任務を遂行し、2年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の校内PTA役員（本部役員、家庭教育学級学級長、家庭教育学級運営委員）の全ての役職を免除するものとする。ただし、免除の対象は児童2名（在学中か在学前かを問わない）までを対象とする。

なお、校外PTA（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）についての免除の対象は児童1名（在学中か在学前かを問わない）までを対象とする。

また、家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。

ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

- (5) 第13条（2）の各支部理事は、各支部の会員の中より選出される。

- (6) 各支部の支部長に選出され、任務を遂行し、1年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の校内PTA役員（本部役員、家庭教育学級学級長、家庭教育学級運営委員）の全ての役職を免除するものとする。免除の対象は、全ての兄弟姉妹（在学中か在学前かを問わない）を対象とする。

なお、校外PTA（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）の免除規定については、各支部の規則に基づくものとする。

また、各支部の支部長となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。

ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

所沢小学校育成会の会長へ選出された者も同様とする。

- (7) 各支部の役員選出対象の会員数が10名以下の場合、各支部の規則に基づくものとし、本条の各役員の選出および免除規定は適用外とすることができる。

- (8) 本条の各役員の選出について、本人の意思による再任を妨げない。なお、各役員の免除規定は再度適用されるものとする。ただし、本条（7）に基づく場合はその限りではない。

#### （役員の解任）

第16条 本部役員および理事、会計監査委員が次の各号に該当するときは、本部会の議決により解任することができる。

当該議決は、本部会において本部役員の3分の2以上が出席し、その過半数以上が次に掲げる事由により当該役員の解任を可とする場合、会長がこれを解任することができる。

この場合、当該役員に対し、本部会で議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 役員の義務を怠る等の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

#### （役員の任務）

第17条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、各種会議を招集し、役員選考委員会、会計監査委員会を除く各種会議に出席し意見をのべることができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計はこの会の会計事務を処理し、総会において報告する。
- (4) 幹事はこの会の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、関係文書を整理保管し、この会の庶務を行なう。
- (5) 理事は理事会を構成し、各組織で立案された事業計画ならびに予算案の審議検討、総会に提出する報告書および議案書の作成、総会委任事項の処理、本部役員に欠員を生じた場合の補充、その他会長が必要と認めた事項の審議をする。

#### （欠員）

第18条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により昇格する。

会長以外の本部役員に欠員が生じたときは、理事会の中から補充する。

(任期)

第 19 条 本部役員および理事の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。  
なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(校長の権限)

第 20 条 校長は各種会議に出席し意見をのべることができる。

## 第 7 章 会計監査委員

(会計監査委員の設置)

第 21 条 この会の経理を監査するために、2 名以上の会計監査委員を置き、うち 1 名を教職員とする。

(会計監査委員の選任)

第 22 条 会計監査委員は、役員選考委員会によって推薦し、2 月理事会にて審議・承認し、総会にて報告を行なう。

(会計監査委員の任務)

第 23 条 会計監査委員は、会計を監査しその結果を総会に報告しなければならない。

(会計監査委員の任期)

第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

## 第 8 章 役員選考委員会

(役員選考委員会の設置)

第 25 条 この会の本部役員および会計監査委員を選出するために役員選考委員会を置く。  
なお、選考委員選出にあたっては各支部および教師の各会員の中より互選によって決定される。

(役員選考委員会の構成)

第 26 条 役員選考委員会の構成は次のとおりとし、委員は互選により委員長を選出する。  
本部役員代表 1 名  
各支部代表 1 名  
教職員代表 1 名

(役員選考委員会による推薦)

第 27 条 役員選考委員会は本部役員の候補者を推薦し、その同意を得て理事会に報告する。  
なお、役員選考委員会は候補者名を 2 月理事会の 7 日前までに会員に通知しなければならない。

(役員選考委員会の任務)

第 28 条 役員選考委員は本部役員の決定と同時にその任を終わる。

## 第 9 章 組織および会議

(会議の組織)

第 29 条 この会の会議は、総会、理事会とする。

(総会の構成)

第 30 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

(定期総会および臨時総会)

第 31 条 総会は定期総会および臨時総会とする。

(1) 定期総会は5月もしくは6月とする。

定期総会は、会務の報告、決算、事業計画、予算等の審議承認ならびに本部役員の報告を行なう。

臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

(2) 総会の成立は委任状を含め会員の2分の1以上の出席とする。

(3) 総会の議事は出席者の過半数で決する。

ただし、報告書および議案書は総会の開催の7日前までに全会員に知らせておかなければならない。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は総会に次ぐ常時の議決機関であり、原則として年2回開催とする。その他、会長が必要と認めたときおよび構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

なお、その任務は第17条(5)の定めるところによる。

(1) 理事会の定足数は構成員の2分の1以上とし議事は出席者の過半数をもって決する。

(2) 理事会における議事は全会員に理事会報告として配布する。

(3) 理事が代理をたてる場合は、委任状を議長に提出する。

(4) 理事会は会長に申し出て傍聴することができる。

(5) 2月理事会は本部役員の選出を行なう。

(支部PTAの構成)

第 33 条 この会は、校外PTAとして各地区に支部PTAを置く。

(1) 支部PTAは、地域における児童の幸福な成長をはかるための諸活動を行なう。

(2) 支部PTAの組織および活動のために必要な規則は、この会の会則に反しない範囲で支部が定める。

(3) 支部PTAは、同一の目的をもつ育成会ならびに家庭教育学級と協力して活動を行い、その活動に対し支援を行なう。

## 第 10 章 個人情報の保護

(個人情報の利用目的)

第 34 条 この会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

(1) 会費の納入管理

(2) 活動における行事等の案内、参加者の確認、傷害保険等への加入

(3) 会員からの問い合わせ対応

(4) 活動の企画・検討・連絡調整

(5) 役員の選考・選出

(6) 役員名簿作成

(個人情報の取得)

第 35 条 この会は、次の個人情報を第34条に定めた利用目的を示した上で、会員から取得する。

ただし、(5)(6)については役員のみ取得する。

(1) 会員氏名

(2) 児童氏名

(3) 児童クラス

(4) 会員所属支部名

(5) 会員電話番号

(6) 会員メールアドレス

(個人情報の保管)

- 第 36 条 この会が取得した個人情報、会長または会長が指定する役員が保管する。  
また、役員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に管理を行なう。  
この会の役員は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。  
(1) 紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカーで保管する  
(2) 電子データの個人情報は、U S B メモリ等の記録媒体に保存する  
(3) 暗号化等で保護し、施錠できるロッカーで保管する  
(4) 不正持ち出しがないよう適切に管理する

(個人情報の提供)

- 第 37 条 この会は、第 3 4 条に定めた目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校・支部へ提供する。  
それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き保有する個人情報を第三者へ提供しない。  
(1) 法令に基づく場合  
(2) 人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき  
(3) 業務を委託する場合

(個人情報の請求対応)

- 第 38 条 この会が保有している個人情報については、本人から開示または訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければならない。  
なお、請求は書面に必要事項を記入の上、この会へ申し出るものとする。

(個人情報の変更)

- 第 39 条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なくこの会に届け出るものとする。

(個人情報の廃棄)

- 第 40 条 この会は、保有している個人情報を利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとする。

## 第 1 1 章 細 則

(細 則)

- 第 41 条 この会の運営に関し必要な細則の制定改廃については、理事会の議決を経てその結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 1 2 章 改 正

(改 正)

- 第 42 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。  
また、改正案は、総会の開催の 7 日前までに全会員に知らせておかなければならない。

## 第 1 3 章 付 則

(付 則)

- 第 43 条 この会則は、昭和 4 7 年 2 月 2 2 日から施行する  
昭和 4 8 年 5 月 2 9 日一部改正実施する  
昭和 5 1 年 3 月 1 0 日一部改正実施する  
昭和 5 4 年 3 月 1 3 日一部改正実施する  
昭和 5 6 年 3 月 5 日一部改正実施する  
昭和 5 8 年 3 月 8 日一部改正実施する  
昭和 5 9 年 3 月 7 日一部改正実施する

|    |     |    |     |          |
|----|-----|----|-----|----------|
| 平成 | 元年  | 3月 | 7日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 3年  | 3月 | 8日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 4年  | 3月 | 6日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 5年  | 3月 | 12日 | 一部改正実施する |
| 平成 | 10年 | 3月 | 13日 | 一部改正実施する |
| 平成 | 14年 | 6月 | 5日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 15年 | 6月 | 4日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 8年  | 6月 | 6日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 20年 | 6月 | 11日 | 一部改正実施する |
| 平成 | 25年 | 5月 | 28日 | 一部改正実施する |
| 平成 | 26年 | 6月 | 5日  | 一部改正実施する |
| 平成 | 29年 | 6月 | 6日  | 一部改正実施する |
| 令和 | 元年  | 6月 | 5日  | 一部改正実施する |
| 令和 | 4年  | 6月 | 24日 | 一部改正実施する |
| 令和 | 7年  | 4月 | 1日  | 一部改正実施する |